（中核市の特例）

第百六十五条の六　令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十条、第百四十一条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二の見出し中「第百四十条の四十五―第百四十条の四十七」を「第百四十条の四十五、第百四十条の四十七」に改める。

様式第二号裏面中「当該職員の質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。

様式第三号裏面中「当該職員の質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。

様式第三号の二表面中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項」を「第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項」に改める。

様式第三号の三裏面及び様式第三号の四表面中「第百十五条の三十四第一項」を「第百十五条の四十第一項」に、「第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の四十二第三項」に改める。

様式第五号表面中「（法第百条関係）」を「（法第百条・第百十五条の三十三関係）」に、同様式裏面中「第二百三条の二」を「第二百三条の三」に改める。

様式第五号の二裏面中「第百十五条の三十六第三項及び」を削る。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十一条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）」を加える。

第九条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二十二条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条及び別表第二中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十四条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改める。

第二十条中「第二十条」を「第二条第一項」に改める。

第二十三条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二十五条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第七号及び第七百十条の五第九号中「第二百三条の二第一項」を「第二百三条の三第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第五号及び様式第五号の二により使用されている証明書については、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の二、様式第三号の四、様式第四号、様式第五号及び様式第五号の二による証明書とみなす。

（老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の老人福祉法施行規則別記様式第二、別記様式第二の二及び別記様式第二の三により使用されている証明書については、当分の間、同条の規定による改正後の老人福祉法施行規則別記様式第二、別記様式第二の二及び別記様式第二の三による証明書とみなす。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に第十九条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第五号及び様式第五号の二により使用されている証明書については、当分の間、第十九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第五号及び様式第五号の二による証明書とみなす。